

法令等

問題 1 ～ 問題 40 は択一式（5 肢択一式）

問題 1 正解 1

この問題は、日本の法制度の歴史についての出題です。各空欄に当てはまる語句を、前後の文脈から入れていくことになります。

このような問題を解く場合、まずは全体を一読して、その内容を把握することが重要です。その上で、各空欄には、選択肢からおおよそ 2 択か 3 択で語句が挙げられていますので、その中から適切な語句を選ぶということを行ってください。

まず、空欄 ですが、中国を手本にした成文法ということから「律令制」が入ります。次に、空欄 ですが、「ドイツやフランスのいわゆる」という文章から「大陸法」が入ります。この時点で、空欄 には律令制、空欄 には大陸法が入るのは、肢 1 のみですので、正解肢は 1 だと予測が付きます。あとは、確認のために、空欄 と空欄 に相応しい語句を探します。そうすると、大陸法のルーツとして、ローマ法と分かりますので、空欄 には「ローマ」、空欄 には、イエーリングの著作名である「権利のための闘争」が入ります。

以上より、正解肢は 1 となります。

問題2 正解2

- ア 本肢は、自然法と実定法の区別についての問題です。自然法とは、人間の生活の基本原則として人間の行為によらずに存立する法をいいます。これに対して、実定法とは、経験的事実に基づいて人間の行為によって現実に作られる法をいいます。よって、本肢は妥当な記述です。
- イ 手続法に対して、権利の発生、変更および消滅の要件など法律関係について規律する法は、実質法ではなく実体法といいます。よって、本肢は妥当ではありません。
- ウ ある特別法との関係において、当該特別法よりも適用領域がより広い法は、一般法となります。よって、本肢は妥当ではありません。なお、一般的には、基本法とは、国の制度、政策、対策に関する基本方針・原則・準則・大綱を明示したものであるといわれています。
- エ 社会の法的確信を伴うに至った慣習であって、法的効力が認められているものは、社会法ではなく慣習法と呼ばれています。よって、本肢は妥当ではありません。社会法とは、一般的には福祉関係の法律や労働関係の法律を指します。
- オ 渉外的な法律関係に適用される法として、国際私法上のルールによって指定される法を「準拠法」といいます。たとえば、国際的なある契約の解釈については、どの国の法律を基準とするかについて当事者間で定めがない場合、国際私法上のルールによって準拠法が指定されます。以上より、本肢は妥当な記述です。

以上より、妥当なものはア・オとなり、正解肢は2となります。

問題3 正解5

本問は、国が行う私法上の行為は、憲法98条1項にいう「国務に関するその他の行為」には当たらないと判示した、百里基地訴訟（最判平元.6.20）を題材にした問題です。

この事案は、自衛隊百里基地の用地取得に関係して、候補地を有している地主が、基地反対派のAを買主として、当該土地を売却したところ、Aが代金を支払わないとして当該売買契約を解除して、今度は、当該土地を自衛隊百里基地の用地として国に売却する契約を締結しました。これに対して、Aは、「当該土地の売却は、自衛隊という憲法9条違反団体に売却することであり、憲法98条1項に違反する。」と主張したものです。

最高裁は、訴訟の対象が私法上の売買契約であることを理由として、憲法98条1項にいう「国務に関するその他の行為」について、売買契約のような私法上の行為には該当しないと判示して、Aの訴えを退けました。

なお、この判例では、他にも、Aから「たとえ私法上の行為だとしても、憲法9条が直接適用され、契約はこれに違反する。」という主張もなされました。これに対して最高裁は、私法上の行為には憲法9条は直接適用されるものではない、としています。

さらには、Aは「憲法9条等が私法上の行為である本件売買契約に直接適用されないとしても、右規定等は民法90条の定める公序の内容を形成し、右規定等に違反する本件売買契約を含む本件土地取得行為は、結局公序良俗違反として無効である。」と主張しましたが、最高裁は、国家の統治活動に対する規定である憲法9条は、そのままの内容で私法上の行為の規範である民法90条の内容を形成し、それに反する私法上の行為の効力を一律に否定する法的作用を営むというものではないとし、結局は、私法的な価値秩序のもとで確立された私的自治の原則、契約における信義則、取引の安全等の私法上の規範によって相対化されるとし、その上で、自衛隊の基地建設という目的が民法90条違反か否かについて、これを否定しました。

以上を前提として、空欄に当てはまる文章を検討すると、この売買契約が、①国が行った私法上の行為であること、さらに②憲法98条1項の「国務に関するその他の行為」には該当しないこと、という2点を明記している肢5が妥当な選択肢となります。

問題4 正解2

- 1 一般的に、学問研究を使命とする人や施設による研究は、真理探究のためのものであるとの推定が働くと、学説上考えられてきたといえると解されます。よって、本肢は妥当な記述です。
- 2 先端科学技術をめぐる研究について、日本では、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律により、クローン人間の作製を罰則をもって禁止しています（同法16条）。したがって、「罰則によって特定の種類の研究活動を規制することまではしていない。」という点が誤りとなります。よって、これが正解肢となります。
- 3 東大ポポロ座事件で、判例は、「大学の学生が学問の自由を享有し、また大学当局の自治的管理による施設を利用できるのは、大学の本質に基づき、大学の教授その他の研究者の有する特別な学問の自由と自治の効果としてである。」としています（最大判昭38.5.22）。よって、本肢は妥当な記述です。
- 4 東大ポポロ座事件で、判例は、「学生の集会が、実社会の政治的社会的活動に当たる行為をする場合には、大学の有する特別の学問の自由と自治は享有しない。」としています（最大判昭38.5.22）。よって、本肢は妥当な記述です。
- 5 旭川学テ事件で、判例は、「普通教育において児童生徒の教育に当たる教師にも教授の自由が一定の範囲で保障されるとしても、完全な教授の自由を認めることは、到底許されない。」としています（最大判昭51.5.21）。よって、本肢は妥当な記述です。

問題5 正解2

- 1 判例は、いわゆる堀木訴訟において、『右規定にいう「健康で文化的な最低限度の生活」なるものは、きわめて抽象的・相対的な概念であって、(中略)憲法25条の規定の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量にゆだねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるをえないような場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない事柄であるといわなければならない。』としています。問題文では、「健康で文化的な最低限度の生活」を「健康で文化的な生活」と「最低限度の生活」に分けて、それぞれ異なる判断をしています。判例はこのような考え方をしていません。よって、本肢は誤りです。
- 2 判例は、行政府が、現実の生活条件を無視して著しく低い基準を設定する等、憲法および生活保護法の趣旨・目的に反し、法律によって与えられた裁量権の限界を越えた場合または裁量権を濫用した場合には、違法な行為として司法審査の対象となり得る、と解しています(朝日訴訟 最大判昭42.5.24)。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 3 判例は、『憲法第二五条第二項において、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定しているのは、前述の社会生活の推移に伴う積極主義の政治である社会的施設の拡充増強に努力すべきことを国家の任務の一つとして宣言したものである。そして、同条第一項は、同様に積極主義の政治として、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得よう国政を運営すべきことを国家の責務として宣言したものである。』と解しています(食糧管理法違反事件 最大判昭23.9.29)。よって、本肢は誤りです。
- 4 判例は、現になされている生活保護の減額措置を行う場合には、「厚生労働大臣に上記のような専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権が認められるものというべきである。」と解しています(最判平24.2.28)。よって、「裁判所は通常的自由権の制約と同様の厳格な審査を行うべき」とする本肢は誤りです。
- 5 これまで、最高裁は、問題文のような特別な救済措置として、裁判所に対する直接的な金銭の給付の請求が許容される余地があると判示したことはありません。よって、本肢は誤りです。

問題6 **正解 1**

本問は、アからエの選択肢に記述されている内容が、1 から 5 に掲げる選挙の原則のいずれが関係するのかを問うものです。

そこで、アからエの選択肢の内容をそれぞれ検討します。

ア「家族や友人とお茶の間に話し合いながら同じ端末から投票する」ということから、5 の秘密選挙との抵触が問題となります。

イ「3 回続けて棄権した有権者には罰則を科する」という文章から、3 の自由選挙との抵触が問題となります。

ウ「過疎に苦しむ地方の利害をより強く国政に代表させる」という点から、4 の平等選挙との抵触が問題となります。

エ「都道府県の知事や議会議長が自動的に参議院議員となり」という点から、2 の直接選挙との抵触が問題となります。

以上より、アからエの選択肢と抵触が問題となり得ないものは、1 の普通選挙となります。

問題7 正解2

本問は、内容としては、ほぼ憲法の条文問題です。まずは、憲法7条及び73条を確認しましょう。

<憲法7条>

天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

(中略)

六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。

<憲法73条>

内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

(中略)

七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

そうしますと、まず、空欄 には、「内閣」が入ります (73条7号)。次に、空欄 と には、それぞれ「天皇」と「認証」が入ります (7条6号)。あとは、語句の並びから選択肢2が妥当だと推測できますので、残りの空欄 と に、それぞれ「恩赦」、「大権」を入れてみて文章を読み、相応しいと確認すればよいことになります。

以上より、正解肢は2となります。

問題 8 **正解 1**

- ア 代執行に要した費用については、義務者に対して納付命令を發出します（行政代執行法 5 条）。そして、これが納付されないときは、国税滞納処分の例によりこれを徴収することができます（6 条）。よって、本肢は妥当な記述です。
- イ まず、代執行を行うに当たっては、原則として、同法所定の戒告及び通知を行わなければなりません（3 条 1 項、2 項）。また、これらの行為について、義務者が審査請求を行うことができる旨の規定は、同法には特に置かれていません。よって、本肢は妥当な記述です。
- ウ 行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては同法の定めるところによるという規定はあります（1 条）。しかし、代執行の対象とならない義務の履行確保については、執行罰、直接強制、その他民事執行の例により相当な手段をとることができる旨の規定はありません。したがって、本肢は誤りです。
- エ 代執行の実施に先立って行われる戒告においては、「相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは、代執行をなすべき旨」を伝えます（3 条 1 項）。次に、通知においては、「戒告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは、当該行政庁は、代執行令書をもつて、代執行をなすべき時期、代執行のために派遣する執行責任者の氏名及び代執行に要する費用の概算による見積額」を通知します（3 条 2 項）。問題文のそれぞれの説明は、上記の条文とは違いますので、本肢は誤りです。
- オ 代執行の実施について、問題文の様に、一定の場合には「行政庁は、戒告等、同法の定める代執行の手続を開始しなければならない。」というような定めは、代執行法にはありません。よって、本肢は誤りです。

以上より妥当なものはア・イとなり、正解肢は 1 となります。

問題9 正解4

- 1 判例は、公営住宅の入居関係については、条例などが優先的に適用されるものの、その条例などの規定がないような部分については、一般法として民法や借地借家法が適用される、と解しています（最判昭59.12.13）。問題文は、「一般法である民法および借家法（当時）が、特別法である公営住宅法およびこれに基づく条例に優先して適用される」としていますので、妥当ではありません。
- 2 判例は、食品衛生法は、行政上の単なる取締法規にすぎないから、食肉販売業の許可を受けないでした売買契約は、私法上無効となるものではない、と解しています（最判昭35.3.18）。よって、本肢は誤りです。
- 3 判例は、租税滞納処分により滞納者の財産を差し押さえた国の地位は、あたかも、民事訴訟法上の強制執行における差押債権者の地位に類するものであり、「民法177条の対抗要件の規定が適用される」としています（最判昭31.4.24）。よって、本肢は誤りです。
- 4 判例は、防火地域内にある耐火構造の建築物の外壁を隣地境界線に接して設けることができるとしている建築基準法65条の規定は、相隣関係に関する民法234条1項の特則として、民法の規定の適用を排除するものであると解しています（最判平元.9.19）。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 5 公営住宅を使用する権利は、入居者本人にのみ認められた一身専属の権利であるという点は、正しい記述です。しかし、判例によると、公営住宅を使用する権利は、一身専属権であるため相続の対象にならないと解されています（最判平2.10.18）。よって、「その同居の相続人がその使用権を当然に承継することが認められる。」という本肢は誤りです。

問題 10 **正解 5**

- 1 確かに、行政処分が無効である場合、当該処分はその成立当初から効力を認められないこととなります。しかしながら、そのことを実際に裁判で争う場合には無効確認訴訟のみならず、取消訴訟の中で当該無効を主張することも可能と解されています。よって、「当該処分に対する取消訴訟を提起することはできない。」という点が誤りとなります。
- 2 行政不服審査法は、「行政処分が無効である場合、行政不服審査法が定める審査請求期間にかかわらず、当該行政処分の審査請求をすることができる。」という規定を設けていません。したがって、不服申立期間について、このような特則は認められません。
- 3 行政庁が自ら行った行政処分の職権取消しについては、明確な期間制限はありません。したがって、問題文のように「取消訴訟の出訴期間内に行わなければならない。」とは言えません。本肢は誤りです。
- 4 行政処分が職権により取り消された場合、この職権取消しもまた行政処分です。したがって、相手方は処分の取消訴訟を提起することとなります。本肢は誤りです。
- 5 行政処分の違法を理由として国家賠償を請求するためには、その取消し又は無効確認の確定判決をあらかじめ得ておく必要はありません（最判昭36.4.21）。よって、本肢は正しい記述であり、これが正解肢となります。

問題 11 正解 4

- 1 行政手続法において、申請に対する処分における審査基準は義務となります（5条1項）。これに対して、不利益処分における処分基準については、「行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。」として努力義務としています（12条1項）。問題文の説明は逆ですので、本肢は誤りです。
- 2 行政庁は、申請を拒否する処分をする場合には、申請者からの求めの有無にかかわらず、理由を示す必要があります（8条1項）。次に、不利益処分をする場合には、処分を行う際に名宛人に対して、「必ず」ではなく、原則として当該処分の理由を示すべきものとされています（14条1項）。つまり、たとえば「理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合」には、理由を示さないでよいというような例外があります（14条1項ただし書）。以上より、本肢は誤りです。
- 3 まず、行政庁は、申請を拒否する処分をする場合には、弁明の機会の付与の手続を執らなければならない、という定めはありません。次に、不利益処分をする場合には、「聴聞の手続を執らなければならない。」のではなく、原則として、聴聞若しくは弁明という意見陳述の手続が必要です（13条1項）。しかし、これも場合によっては省略することも可能です（13条2項）。以上より、本肢は誤りです。
- 4 行政手続法は、申請に対する処分については、行政庁が標準処理期間を定めるよう努めるべきものとしています（6条）。また、不利益処分については、標準処理期間にかかわる規定はありません。よって、本肢は正しい記述であり、これが正解肢となります。
- 5 公聴会の開催について、行政手続法は、申請に対する処分において、「申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該法令において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。」と規定しているのみです（10条）。不利益処分については、規定がありません。よって、本肢は誤りです。

問題 12 **正解 1**

- 1 行政手続法において、不利益処分を行う場合に、行政指導を行うという規定はありません。よって、本肢は誤りであり、これが正解肢となります。
- 2 行政手続法は、「行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前二項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。」と規定しています（35条3項）。しかし、同条4項2号において、「既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの」については、この限りではないと規定しています。よって、本肢は正しい記述です。
- 3 同一の行政目的を実現するために複数の者に対し行政指導をする場合、行政機関はあらかじめ当該行政指導の共通する内容を定め、行政上特別の支障がない限りそれを公表しなければなりません（36条）。よって、本肢は正しい記述です。
- 4 行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が法律所定の要件に適合しないと思料する場合、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止を求めることができます（36条の2第1項本文）。よって、本肢は正しい記述です。
- 5 そもそも、地方公共団体の機関が行政指導を行う場合には、行政手続法の第2章から第6章までの規定は適用されません。そして、行政手続法の行政指導に関する規定は、同法の第4章に位置していますので、問題文の通り適用がありません。よって、本肢は正しい記述です。

問題13 **正解3**

- 1 行政手続法は、意見公募手続の実施について、「他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた命令等と実質的に同一の命令等を定めようとするとき」には、不要だと規定しています（39条4項5号）。上記の規定に照らすと、「内容が完全に同一でなければ、命令等を定めるに当たって意見公募手続を実施しなければならない。」という問題文は、誤りとなります。
- 2 条文上、「命令等制定機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第三号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理又は要約したものを公示することができる。」とされています（43条2項前段）。したがって、本肢は誤りです。
- 3 条文上、命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合において、委員会等の議を経て命令等を定める場合であって、当該委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施したときには、改めて意見公募手続を実施する必要はありません（40条2項）。よって、本肢は正しい記述であり、これが正解肢となります。
- 4 問題文は、いわゆる「処分基準を定める」という場合ですので、意見公募手続を実施する必要があります（39条1項、2条8号ハ）。したがって、本肢は誤りです。
- 5 問題文は、いわゆる「行政指導指針を定める」という場合ですので、意見公募手続を実施する必要があります（39条1項、2条8号ニ）。したがって、本肢は誤りです。

問題 14 **正解 5**

- 1 行政不服審査法は、不作為についての審査請求ができる適格者について、「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者」と明文で規定しています（3条）。したがって、本肢は誤りです。
- 2 不作為についての審査請求を提起することができるのは、「当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合」と明文で規定しています（3条）。したがって、本肢は誤りです。
- 3 不作為についての審査請求の審査請求期間については、明文の規定はありません。したがって、本肢は誤りです。
- 4 不作為についての審査請求の審理中に申請拒否処分がなされた場合に、当該審査請求は、拒否処分に対する審査請求とみなされる、というみなし規定は存在しません。したがって、本肢は誤りです。
- 5 不作為についての審査請求がなされた場合においても、審査庁は、原則として、その審理のために、その職員のうちから審理員を指名しなければなりません（9条1項）。処分についての審査請求、不作為についての審査請求で、変わりはありません。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。

問題15 正解5

- ア 行政不服審査法においては、代理人は、審査請求の取下げについて「特別の委任を受けた場合に限り、することができる。」と規定されています（12条2項ただし書）。したがって、「することができない。」とする本肢は誤りです。なお、前段の「審査請求人のために、原則として、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる」という点は正しい記述です（12条2項本文）。
- イ 標準審理期間は、その設定は法的義務ではなく努力義務となります。したがって、この点が誤りです。なお、設定した場合には、当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければなりません（16条）。
- ウ 本肢では、原則と例外が逆の説明になっています。原則としては、口頭で意見を述べる機会を与える必要があります。そして、例外として「当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合」等には、これを認めないこともできます（31条1項）。よって、本肢は誤りです。
- エ 審査請求人が死亡したときは、相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者は、審査請求人の地位を承継します（15条1項）。よって、本肢は正しい記述です。
- オ 審査請求人以外の者であって、審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる利害関係人は、審理員の許可を得て、当該審査請求に参加することができます（13条1項）。よって、本肢は正しい記述です。

以上より正しいものはエ・オとなり、正解肢は5となります。

問題 16 **正解 3**

本問は、行政不服審査法の条文の穴埋め問題です。いずれの空欄も、条文の文言なので、日頃から要件等を正確に確認することが必要だと思います。

まず、空欄 **ア** には、「処分があったことを知った日の翌日」が入ります。

次に、空欄 **イ** には「執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすこと」が入ります。

次に、空欄 **ウ** ・ **エ** には、それぞれ「裁決」、「却下」が入ります。

最後に、空欄 **オ** には「決定」が入ります。

以上より、正解肢は 3 となります。

問題 17 **正解 3**

- 1 処分又は裁決を取り消す判決は、第三者に対しても効力を有します（対世効、32条1項）。したがって、本肢は妥当な記述です。
- 2 問題では、「請求を棄却する判決」の拘束力が問われています。拘束力について、行政事件訴訟法は、「処分又は裁決を取り消す判決は、その事件について、処分又は裁決をした行政庁その他の関係行政庁を拘束する。」と規定しています（33条1項）。そうだとしますと、原告の請求の認容判決（処分を取り消すという判決）には、行政側を拘束する力がありますが、棄却判決には行政側を拘束する力はないということになります。よって、本肢は妥当です。
- 3 申請を拒否する処分が判決により取り消された場合、その処分をした行政庁は、当然に申請を認める処分をしなければならないわけではありません。その行政庁は、判決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分又は審査請求に対する裁決をしなければならないと規定されています（33条2項）。よって、本肢は誤りであり、これが正解肢となります。
- 4 申請を認める処分が判決により手続に違法があることを理由として取り消された場合、その処分をした行政庁は、判決の趣旨に従い改めて申請に対する処分をしなければならない（33条3項）。
- 5 肢2でも説明しましたが、処分又は裁決を取り消す判決は、その事件について、処分又は裁決をした行政庁その他の関係行政庁を拘束します（33条1項）。なお、肢2では、国民側の請求を棄却する判決が問題となっていますが、本肢では、「棄却裁決を取り消す判決」が問題となっていますので、行政側が敗訴している点に注意が必要です。

問題 18 **正解 1**

- 1 A 県知事に対して A 県住民が県職員への条例上の根拠を欠く手当の支給の差止めを求める訴訟は、地方自治法に規定がある住民訴訟です（地方自治法 242 条の 2 第 1 項 1 号）。そして、住民訴訟は民衆訴訟に該当します。したがって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。

- 2 A 県県営空港の騒音被害について、被害を受けたと主張する周辺住民が A 県に対して集団で損害の賠償を求める訴訟は、民衆訴訟ではなく、原告が複数存在する国家賠償請求訴訟です。なお、国家賠償請求訴訟は、民事訴訟に分類されます。

- 3 機関訴訟とは、国又は公共団体の機関相互間における権限の存否又はその行使に関する紛争についての訴訟です。A 県が保管する国の文書について、A 県知事が県情報公開条例に基づき公開の決定をした場合において、国が当該決定の取消しを求める訴訟は、通常の抗告訴訟に該当します。

- 4 A 県議会議員の選挙において、その当選の効力に関し不服がある候補者が A 県選挙管理委員会を被告として提起する訴訟は、公職選挙法 207 条の定める民衆訴訟です。したがって、機関訴訟ではありません。

- 5 A 県が B 市立中学校で発生した学校事故にかかわる賠償金の全額を被害者に対して支払った後、B 市が負担すべき分について A 県が B 市に求償する訴訟は、国家賠償法における求償金請求訴訟ですので、機関訴訟ではなく民事訴訟に分類されます。

問題19 正解3

本問は、行政事件訴訟法37条の4第1項に関する最高裁判例を題材にした問題です（最判平28.12.8）。

すなわち、最高裁は、「自衛隊が設置し、海上自衛隊及びアメリカ合衆国海軍が使用する飛行場の周辺に居住する住民が、当該飛行場における航空機の運航による騒音被害を理由として、自衛隊の使用する航空機の毎日午後8時から午前8時までの間の運航等の差止めを求める訴えについて、住民は、当該飛行場に離着陸する航空機の発する騒音により、睡眠妨害、聴取妨害及び精神的作業の妨害や不快感等を始めとする精神的苦痛を反復継続的に受けており、その程度は軽視し難いこと、そしてこれを反復継続的に受けることにより蓄積していくおそれのあるものであることなどの事情の下においては、当該飛行場における自衛隊の使用する航空機の運航の内容、性質を勘案しても、行政事件訴訟法37条の4第1項所定の「重大な損害を生ずるおそれ」があると認められる。」と解しています。

以上を前提として、各空欄にあてはまる語句を選ぶと、まず、空欄 **A** には、アの「重大な損害」、空欄 **D** には、イの「反復継続的に」、が入ります。

また、空欄 **B** と **C** については、差止め請求である必要性を説く文章が入ります。そうすると、事後の取消訴訟による執行停止ではなく、事前に差止めでなければならないという内容になるはずですので、空欄 **B** には、イの「取消訴訟」、空欄 **C** には、イの「執行停止」が入ることになります。

以上より、並びは、ア・イ・イ・イとなりますので、正解肢は3となります。

問題 20 **正解 5**

- ア 判例は、建築主事が、建築主の申請に係る建築物の計画について建築確認をするに当たり、一定の職務上の法的義務を負うことを認めています（最判平25.3.26）。したがって、本肢は誤りです。
- イ 判例は、逃走車両をパトカーで追跡中に、逃走車両の走行により第三者が損害を被った場合において、当該追跡行為が国家賠償法1条1項の適用上違法であるか否かについて、「追跡が現行犯逮捕、職務質問等の職務の目的を遂行するうえで不必要であるか、又は逃走車両の走行の態様及び道路交通状況等から予測される被害発生の具体的危険性の有無・内容に照らして追跡の開始、継続若しくは方法が不相当であることを要する。」と解しています（最判昭61.2.27）。問題文では、「当該第三者が被った損害の内容および性質ならびにその態様および程度などの諸要素を総合的に勘案して」と余計に判断要素を付加している点が、判例と合致しません。したがって、本肢は誤りです。
- ウ 判例は、問題文のように、内心の静穏な感情を害されない利益自体は、不法行為法上の保護の対象になるとしつつも、当該認定申請に対する不作為の違法を確認する判決が確定することが、そのまま国家賠償法1条1項に係る不法行為の成立となるわけではない、としています（最判平3.4.26）。したがって、本肢は妥当です。
- エ 判例は、「所得金額を過大に認定して行われた所得税の更正は、直ちに国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるわけではない」と解しています（最判平5.3.11）。なお、判例は、この場合に違法性を認めるには、税務署長が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と更正をしたと認め得るような事情がある場合に限る、と解しています。
- オ 判例は、公立学校における教師の教育活動も国家賠償法1条1項にいう「公権力の行使」に該当すると解し、その上で、学校事故において、例えば体育の授業において危険を伴う技術を指導する場合については、担当教師の指導において、事故の発生を防止するために十分な措置を講じるべき注意義務が尽くされたかどうかを検討すべきと解しています（最判昭62.2.6）。本肢は妥当な記述です。

以上より妥当なものウ・オとなり、正解肢は5となります。

問題21 正解5

- 1 土地収用法では、土地を収用することによって土地所有者が受ける損失は、当該道路を設置する起業者が支払うべきと規定されています（土地収用法68条）。したがって、本肢は誤りです。
- 2 判例は、収用対象となる土地が当該道路に関する都市計画決定によって建築制限を受けている場合でも、被収用地が、そのような建築制限を受けていないとすれば、裁決時において有するであろうと認められる価格を補償すべきだと解しています（最判昭48.10.18）。したがって、本肢は誤りです。
- 3 土地収用法88条は、「離作料、営業上の損失、建物の移転による賃貸料の損失その他土地を収用し、又は使用することに因つて土地所有者又は関係人が通常受ける損失は、補償しなければならない。」と規定しています。したがって、「移転に伴う営業上の損失」も補償の対象になります。本肢は誤りです。
- 4 判例によると、収用対象とはなっていない土地について、隣地の収用によって必要となった盛土・切土に要する費用は損失補償の対象になります。また、それにより通路・溝等の工作物が必要となったときは、当該工作物の新築に係る費用についても補償の対象となります（最判昭58.2.18）。よって、本肢は誤りです。
- 5 収用対象の土地の所有者が収用委員会による裁決について不服を有する場合であって、不服の内容が損失の補償に関するものであるときは、土地所有者が提起すべき訴訟は、収用委員会を相手とするものではなく、起業者を被告とする形式的当事者訴訟となります（土地収用法133条3項）。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。

問題 22 **正解 4**

- 1 特別区は、現在でも特別地方公共団体の一種です（地方自治法 1 条の 3 第 3 項）。この点で、本肢は誤りです。
- 2 特別区は、独立の法人格を有する地方公共団体です。しかし、指定都市に置かれる区には、独立の法人格はありません。この点で、本肢は誤りです。
- 3 特別区は、東京都から特別区財政調整交付金という交付金を受けることができます（282 条）。したがって、問題文が「他の地方公共団体から交付金を受けることを禁じられている。」という点で、本肢は誤りです。
- 4 新たな法律、すなわち「大都市地域における特別区の設置に関する法律」の制定により、廃止される関係市町村における住民投票などの手続を経て、一定の要件を満たす他の道府県においても、特別区を設けることが可能となりました。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 5 以前は、特別区は、その事務の執行について区長等の執行機関は知事の一般的な指揮監督に服する、という規定がありましたが、平成 10 年の法改正（平成 12 年 4 月 1 日施行）によりこの規定は廃止されました。したがって、本肢は誤りです。

問題23 正解2

- ア 地方自治法14条3項は、「普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。」と規定しています。本条項に照らして、本肢は正しい記述です。
- イ 地方自治法15条2項は、「普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者に対し、五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。」と規定しています。したがって、長が科することができるのは過料であり、罰金などの刑罰は設けることができません。以上より、本肢は誤りです。
- ウ 普通地方公共団体の長は、普通地方公共団体の議会による条例の制定に関する議決について、再議に付すことができます（一般的再議権、176条1項）。本肢は正しい記述です。
- エ 普通地方公共団体における、公の施設の設置およびその管理に関する事項は、長の定める規則ではなく、議会の条例によることとされています（地方自治法244条の2第1項）。以上より、本肢は誤りです。
- オ 地方自治法11条は、「日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の選挙に参加する権利を有する。」と規定しています。「条例」ではありません。本条に照らして、本肢は誤りです。

以上より正しいものはア・ウとなり、正解肢は2となります。

問題24 正解5

- 1 地方自治法14条1項は、「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。」と規定しています。そして、2条2項は、「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。」と規定しています。すなわち、2条2項は、自治事務と法定受託事務を処理すると規定していることから、両者について条例は制定できます。よって、本肢は誤りです。
- 2 肢1で解説したとおり、地方自治法2条2項は、「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。」と規定しています。すなわち、2条2項は、自治事務と法定受託事務を処理すると規定しています。したがって、本肢は誤りです。
- 3 都道府県の事務については、地方自治法上、法定受託事務が例示列举され（2条9項各号）、自治事務は、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものという形で定められています（2条8項）。以上より、本肢は誤りです。
- 4 都道府県の法定受託事務は、国が本来果たすべき役割に係るものです。法定受託事務に関する賠償責任は、その事務を行っている都道府県にあると解されます。以上より、本肢は誤りです。
- 5 都道府県の自治事務と法定受託事務については、いずれも事務の監査請求及び住民監査請求の対象から除外するという定めがありませんので、原則どおり対象となります（75条、242条）。よって、本肢は正しい記述であり、これが正解肢となります。

問題25 正解3

- 1 判例は、「営造物の設置・管理者において、このような危険性のある営造物を利用に供し、その結果周辺住民に社会生活上受忍すべき限度を超える被害が生じた場合には、原則として国家賠償法2条1項の規定に基づく責任を免れることができないものと解すべきである。」と解しています（最判平7.7.7）。よって、本肢は誤りです。
- 2 判例は、黙示であっても、その公物が公用廃止により公物でなくなっていたような場合には、時効取得する余地があると考えています（最判昭51.12.24）。よって、本肢は誤りです。
- 3 判例は、「一括して指定する方法でされた、みなし道路の指定は、個人の権利義務に対して直接影響を与えるものといえることができるから、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たる。」と判示しています（最判平14.1.17）。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 4 判例は、運転者が原動機付自転車を運転中に、道路上に長時間放置してあった事故車両に衝突して死亡した事故が発生した場合には、道路上の自動車の放置は、道路管理者について、国家賠償法に定める「公の営造物の設置又は管理」上の瑕疵があったというほかはないとし、国家賠償法に基づく責任を肯定します（最判昭50.7.25）。よって、本肢は誤りです。
- 5 判例は、問題のような場合に、後続処分たる建築確認の取消訴訟において、先行処分たる安全認定の違法を主張することも許されると解しています（最判平21.12.17）。よって、本肢は誤りです。

問題 26 **正解 5**

本問の題材となっているのは、横浜市立保育園廃止処分取消請求事件です（最判平 21.11.26）。この判例では、横浜市がその設置する市立保育所 4 園を廃止し民営化するという条例の制定行為が、抗告訴訟の対象となる行政処分に該当するかどうか为主要な論点となりました。

最高裁は、まず、「条例の制定は、普通地方公共団体の議会が行う立法作用に属するから、一般的には、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たるものでないことはいうまでもない」と一般論を述べます。

しかし、続いて、本件条例については「本件各保育所の廃止のみを内容とするものであって、他に行政庁の処分を待つことなく、その施行により各保育所廃止の効果を発生させ、当該保育所に現に入所中の児童及びその保護者という限られた特定の者らに対して、直接、当該保育所において保育を受けることを期待し得る上記の法的地位を奪う結果を生じさせるものであるから、その制定行為は、行政庁の処分と実質的に同視し得るものということができる。」として、条例制定行為であっても行政庁の処分と同視できると判断します。

さらに、「市町村の設置する保育所で保育を受けている児童又はその保護者が、当該保育所を廃止する条例の効力を争って、当該市町村を相手に当事者訴訟ないし民事訴訟を提起し、勝訴判決や保全命令を得たとしても、これらは訴訟の当事者である当該児童又はその保護者と当該市町村との間でのみ効力を生ずるにすぎないから、これらを受けた市町村としては当該保育所を存続させるかどうかについての実際の対応に困難を来すことにもなり、処分の取消判決や執行停止の決定に第三者効（行政事件訴訟法 32 条）が認められている取消訴訟において当該条例の制定行為の適法性を争い得るとすることには合理性がある。」という点も指摘し、最終的には「本件の条例の制定行為は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たると解するのが相当である。」としました。

これを踏まえて、各選択肢を検討します。

- 1 たとえ、今回の条例制定に処分性が肯定されとしても、そもそも処分の執行停止は処分の取消訴訟の提起前には行うことができません（行政事件訴訟法 25 条 2 項）。したがって、本肢は誤りです。

- 2 そもそも住民訴訟を提起するためには、その前に住民監査請求を行う必要があります（地方自治法 242 条の 2）。そして、住民監査請求の対象は違法な公金支出等に限定されていますので、本件のような保育所の閉鎖については提起できません（242 条）。したがって、本肢は誤りです。

- 3 前掲の判例にもありますが、判例は、条例の制定は、普通地方公共団体の議会が行う立法作用に属するから、一般的には、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たるものでないことはいうまでもない、と解しています。したがって、本肢は誤りです。
- 4 地方自治法が規定する条例の改廃請求権は、「条例の制定又は改廃の請求」ですので、本件のように「条例制定の阻止」は対象になりません（地方自治法74条1項）。したがって、本肢は誤りです。
- 5 前掲の判例にもありますが、判例は、「処分の取消判決や執行停止の決定には第三者効が認められているため、市立保育所廃止条例の制定行為の適法性を抗告訴訟によって争うことには合理性がある。」と解しています。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。

問題 27 **正解 3**

- 1 判例は、食品の製造販売を業とする者が、有害物質の混入した食品を、食品衛生法に抵触するものであることを知りながら、あえて製造販売し取引を継続していた場合には、当該取引は、公序良俗に反して無効と解しています（最判昭39.1.23）。よって、本肢は妥当な記述です。
- 2 判例は、債権の管理又は回収の委託を受けた弁護士が、その手段として訴訟提起や保全命令の申立てをするために当該債権を譲り受ける行為は、たとえそれが弁護士法に違反するものであったとしても、司法機関を利用して不当な利益を追求することを目的として行われた等の事情がない限り、直ちにその私法上の効力が否定されるものではない、と解しています（最決平21.8.12）。よって、本肢は妥当な記述です。
- 3 判例は、民法678条2項が「組合の存続期間を定めた場合であっても、各組合員は、やむを得ない事由があるときは、脱退することができる。」と定めている点について、これを強行規定と解しています（最判平11.2.23）。よって、本肢は誤りであり、これが正解肢となります。
- 4 判例は、契約が公序に反することを目的とするものであるかどうかは、当該契約が成立した時点における公序に照らして判断すべきである、と解しています（最判平15.4.18）。よって、本肢は妥当な記述です。
- 5 憲法分野でも有名な判例です。判例は、男子の定年年齢を60歳、女子の定年年齢を55歳とする旨の会社の就業規則は、経営上の観点から男女別定年制を設けなければならない合理的理由が認められない場合、公序良俗に反して無効であると解しています（日産自動車事件 最判昭56.3.24）。よって、本肢は妥当な記述です。

問題28 正解2

- ア 民法127条3項は「当事者が条件が成就した場合の効果をその成就した時以前にさかのぼらせる意思を表示したときは、その意思に従う。」と規定しています。本条項に照らして、本肢は妥当な記述です。
- イ 判例は、本肢のような条件は、売買の成立についてではなく、対価の支払いの条件を定めたものと解しています（最判昭31.4.6）。したがって、民法134条に該当しないので、このような契約も有効だと解しています。本肢は誤りです。
- ウ 本肢では、Aが、第三者Cを介してBの当該禁止行為を誘発したとあります。判例は、このような場合には、民法130条を類推適用して、Bは条件を成就していないとみなすことができると解しています（最判平6.5.31）。よって、本肢は誤りです。
- エ 判例は、農地転用許可について、それが私法上の制度ではなく、知事の許可という公益上の制度であることに鑑み、そもそも契約における停止条件には該当しないとしつつ、さらに、売主Aが当該許可を得ることを故意に妨げたときであっても、民法130条の類推適用はなされず、条件成就是擬制されないと解しています（最判昭36.5.26）。したがって、本肢は妥当な記述です。
- オ 判例は、いわゆる出世払いについては、条件ではなく不確定期限の付された契約だと解しています（大判大4.3.24）。したがって、出世しないことが明確になった時点で返済をしなければなりません。よって、本肢は誤りです。

以上より妥当なものはア・エとなり、正解肢は2となります。

<参考 民法>

第130条 条件が成就することによって不利益を受ける当事者が故意にその条件の成就を妨げたときは、相手方は、その条件が成就したものとみなすことができる。

第134条 停止条件付法律行為は、その条件が単に債務者の意思のみに係るときは、無効とする。

問題29 **正解5**

- ア 本肢では、土地の所有者CがAに無断で土地の所有名義人をAとしています。そして、Aはこれを奇貨として、事情を知らないBに土地を売却しています。判例は、このような事例で94条2項を類推適用して、Bを善意の第三者として保護します。したがって、BはCに対して土地の引渡しを求めることができます（最判昭45.7.24）。本肢は誤りです。
- イ 本肢は、無権代理人が死亡して、本人が無権代理人を単独相続したケースとなります。判例は、本人の追認拒絶についてはこれを認めつつも、本人の無権代理人としての責任については、追認拒絶ができるからといって、無権代理人としての責任を免れることにはならないとして、無権代理人の責任は肯定しました。つまり、損害賠償の責任は免れません。したがって、本肢は誤りです。
- ウ 本肢は、相続人の一人が勝手に土地を単独名義にして売却したという事例です。この場合、相手方Bがその事情を知らず、かつ、過失がないときは、Bは甲土地の全部について所有権を取得するか否かについて、判例は、共同相続人には持分権以上の権利はなく、単独相続の登記は名義人の持分を超える範囲で無効であって、登記に公信力がない以上、第三者はその部分について権利を取得する余地がないと判断しています（最判昭38.2.22）。したがって、Eは自己の持分についてはBに対抗できます。したがって、本肢は誤りです。
- エ 本肢では、AからBに土地の売買がなされ、B名義の仮登記がなされています。そして、その後に、Fに対しても当該土地が二重譲渡されています。そこで、BFは対抗関係になりますが、177条の登記は本登記を意味しますので、仮登記のままでは、BはFに対して所有権の取得を対抗することができません。以上より、本肢は妥当な記述です。
- オ 本肢では、土地の所有者Bは、甲土地を無断で使用されていますので、無断で建てた建物の取去および土地の明渡しを請求したいところです。ただし、当該建物については、登記名義はGにあり、所有権は他者にあります。この状況で、Bは登記名義人Gに対して請求ができるかについて、判例は、Gが建物譲渡後も登記を自分名義にしている以上、土地所有者Bに対し、右譲渡による建物所有権の喪失を主張して建物取去・土地明渡しの義務を免れることはできない、と判示しています（最判平6.2.8）。以上より、本肢は妥当な記述です。

以上より妥当なものはエ・オとなり、正解肢は5となります。

問題30 **正解3**

- 1 判例は、抵当権設定時に抵当不動産の従物であった動産に対しては抵当権の効力が及ぶ、としています（大判大8.3.15、最判昭44.3.28）。よって、本肢は誤りです。
- 2 判例は、借地上の建物に抵当権が設定された場合において、その建物の抵当権の効力は、借地権に及ぶと解しています（最判昭40.5.4）。よって、本肢は誤りです。
- 3 判例は、買戻代金は、実質的には買戻権の行使による目的不動産の所有権の復帰についての対価と見ることができ、目的不動産の価値変形物として民法372条により準用される304条にいう目的物の売却又は滅失によって債務者が受けるべき金銭に当たると解し、買戻特約付売買の買主の有する買戻代金債権につき、抵当権者は物上代位権を行使することができる、としています（最判平11.11.30）。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 4 判例は、物上代位の債務者には、原則として、抵当不動産の賃借人（転貸人）は含まれないと解しています（最判平12.4.14）。したがって、抵当不動産が転貸された場合は、原則として、賃借人が転借人に対して取得した転賃貸料債権を物上代位の目的とすることはできないことになります。
- 5 民法375条1項本文は、「抵当権者は、利息その他の定期金を請求する権利を有するときは、その満期となった最後の二年分についてのみ、その抵当権を行使することができる。」と規定しています。したがって、本肢は誤りです。

問題31 正解 1

- 1 民法491条1項は、弁済として給付した金銭の額がその債務の全部を消滅させるのに足りないときは、これを順次に費用、利息および元本に充当することとしています。この順序を、当事者双方の合意で変更することは可能ですが、当事者の一方の指定によって変更することはできません。したがって、本肢は「債務者による充当の指定がない限り」としている点が誤りです。よって、これが正解肢となります。
- 2 同一の債権者に対して数個の金銭債務を負担する債務者が、弁済として給付した金銭の額が全ての債務を消滅させるのに足りない場合であって、債務者が充当の指定をしないときは、債権者が弁済を受領する時に充当の指定をすることができます。しかし、債務者がその充当に対して直ちに異議を述べたときは、その指定は効力を生じません（488条2項）。よって、本肢は妥当な記述です。
- 3 判例は、金銭債務を負担した債務者が、債権者の承諾を得て金銭の支払に代えて不動産を給付する場合において、代物弁済が成立するためには、債権者に所有権を移転させる旨の意思表示をするだけでは足りず、所有権移転登記がされなければならない、と解しています（最判昭40.4.30）。よって、本肢は妥当な記述です。
- 4 民法上、債権者があらかじめ弁済の受領を拒んでいる場合、債務者は、口頭の提供をすれば債務不履行責任を免れることとなります（493条ただし書）。また、判例は、債権者において契約そのものの存在を否定する等弁済を受領しない意思が明確と認められるときは、口頭の提供をしなくても同責任を免れると解しています（最大判昭32.6.5）。本肢は妥当な記述です。
- 5 判例は、債権者があらかじめ弁済の受領を拒絶した場合であっても、債務者は口頭の提供をしなければ、供託して債務を免れることはできない、と解しています（大判大10.4.30）。したがって、本肢は妥当な記述です。

問題32 正解2

- ア 使用貸借の場合、借主は、契約又はその目的物の性質によって定まった用法に従い、その物の使用及び収益をしなければなりません（594条1項）。この規定は、賃貸借にも準用されています（616条）。よって、本肢の記述は使用貸借の場合にも賃貸借の場合にも当てはまります。
- イ 賃貸借の場合には、目的物の使用及び収益に必要な修繕費は、賃貸人が負担します（606条1項）。したがって、本肢の記述は賃貸借の場合には該当しません。なお、使用貸借の場合には、借主が負担します（595条1項）。
- ウ 民法上、使用貸借の借主は、目的物を返還するときに、借用物を原状に復して、これに附属させた物を取去ることができることとされています（598条）。また、この規定は、賃貸借にも準用されています（616条）。よって、本肢の記述は使用貸借の場合にも賃貸借の場合にもあてはまりません。
- エ 使用貸借契約は、借主の死亡によって、その効力を失います（599条）。しかし、賃貸借契約の場合には、そのような規定はありません。したがって、本肢の記述は賃貸借の場合には該当しません。
- オ 使用貸借契約では、契約の本旨に反する使用又は収益によって生じた損害の賠償及び借主が支出した費用の償還は、貸主が借主から目的物の返還を受けた時から1年以内に請求しなければなりません（600条）。そして、この規定は、賃貸借にも準用されています（621条）。よって、本肢の記述は使用貸借の場合にも賃貸借の場合にも当てはまります。

以上より、使用貸借の場合にも賃貸借の場合にも当てはまるものはア・オとなり、正解肢は2となります。

問題 33 **正解 4**

- 1 本問の A は使用者責任に基づいて D に賠償をしています (715 条 1 項)。そして、被用者 B への求償請求については、問題文のように「故意または重大な過失」を要件としていません (715 条 3 項)。よって、本肢は誤りです。
- 2 判例によると、使用者は、被用者と第三者との共同過失によって惹起された交通事故による損害を賠償したときは、その第三者に対し、求償権を行使することができ、そして、この場合における第三者の負担部分は、必ずしも均等の割合ではなく、共同不法行為者である「被用者と第三者との過失の割合に従って定められるべき」とされています (最判昭 41.11.18)。よって、本肢は誤りです。
- 3 判例は、C が全額を賠償した場合には、共同不法行為を行った B に対してはもちろん、その使用者である A に対しても求償できると解しています (最判昭 63.7.1)。よって、本肢は誤りです。
- 4 判例は、加害者の複数の使用者が使用者責任を負う場合において、使用者の一方は、自己の負担部分を超えて損害を賠償したときは、その超える部分につき、使用者の他方に対し、その負担部分の限度で、求償することができるとしています (最判平 3.10.25)。したがって、A は、A と E がそれぞれ指揮監督する B と C の過失の割合による C の負担部分について E に対して求償することができます。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 5 判例は、加害者の複数の使用者が使用者責任を負う場合において、各使用者の負担部分は、加害者の加害行為の態様及びこれと各使用者の事業の執行との関連性の程度、各使用者の指揮監督の強弱などを考慮して定められる責任の割合に従って定めるべきであるとしています (最判平 3.10.25)。したがって、「均等の割合に限って」という点が誤りです。

問題34 正解4

ア 判例は、離婚による慰籍料と財産分与との関係について、すでに財産分与がなされた場合においても、それが損害賠償の要素を含めた趣旨とは解されないか、又はその額及び方法において分与請求者の精神的苦痛を慰籍するに足りないと認められるものであるときは、右請求者は、別個に相手方の不法行為を理由として離婚による慰籍料を請求することを妨げられない、としています（最判昭46.7.23）。よって、「別途、離婚を理由とする慰謝料の請求をすることは許されない。」とする本肢は誤りです。

イ 問題文では、「面接交渉権を認めない判断をすることは憲法13条の定める幸福追求権の侵害に当たる。」としています。このような民法の条文も判例もないことから、本肢は誤りとなります。

ウ まず、前提として、父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければなりません（819条1項）。しかし、離婚の届出がこの規定に違反して受理されたときであっても、離婚は、そのためにその効力を妨げられないと定められています（765条2項）。本条項に照らして、本肢は妥当な記述です。

エ 民法の定める離婚原因がある場合には、当事者の一方は、その事実を主張して直ちに家庭裁判所に対して離婚の訴えを提起することができます（707条1項）。ただし、この離婚については一般調停を申し立てることができますので、家事事件手続法により、原則として訴訟の前に、まずは調停を行うことが必要です（調停前置主義 257条1項）。したがって、「直ちに訴訟手続を開始しなければならない。」という部分が誤りです。

オ 判例は、問題文のように述べて、有責配偶者からの離婚を認める場合もあります（最大判昭62.9.2）。本肢は妥当な記述です。

以上より、妥当なのはウ・オであり、正解肢は4となります。

問題 35 **正解 5**

- 1 民法 838 条 1 号は、①未成年者に対して親権を行う者がいないとき、又は親権を行う者が管理権を有しないとき、②後見開始の審判があったときに開始すると規定しています。したがって、「未成年者に対して親権を行う者がいないときに限り」というのは誤りです。
- 2 家庭裁判所は法人を未成年後見人に選任することもできます（840 条 3 項参照）。よって、本肢は誤りです。
- 3 成年後見は、精神上の障害により事理を弁識する能力が「著しく不十分」ではなく、「欠く常況にある」の者について家庭裁判所の審判によって開始します（7 条）。なお、著しく不十分の場合には保佐開始の審判となります（11 条）。よって、本肢は誤りです。
- 4 判例は、成年後見人について、成年被後見人が他人に損害を加えた場合に当然に法定の監督義務者として責任を負うものではない、と解しています（最判平 28.3.1）。よって、本肢は誤りです。
- 5 後見人の配偶者、直系血族および兄弟姉妹は、後見監督人となることができません（850 条）。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。

問題36 正解2

ア 商行為の委任による代理権は、本人の死亡によって消滅しません（商法506条）。したがって、本肢は誤りです。なお、民法の場合には、本人の死亡により代理権は消滅します（民法111条1項1号）。

イ 民法上は、委任・準委任などにより他人のためにある行為をしても、特約がなければ報酬の請求はできませんが、商法では、商人がその営業の範囲内において他人のためにある行為をしたときは、相当の報酬を請求することができます（商法512条）。したがって、本肢は妥当な記述です。

ウ 民法では別段の意思表示がない限り分割債務となるのが原則ですが、商法では、数人の者がその一人又は全員のために商行為となる行為により債務を負担した場合には、その債務は連帯債務となります（商法511条1項）。本肢は妥当な記述です。

エ 保証人がある場合において、債務が主たる債務者の商行為によって生じたものであるときは、その債務は当該債務者および保証人が連帯して負担します（商法511条2項）。本肢は妥当な記述です。

オ 商法上は、自己の営業の範囲内で、無報酬で寄託を受けた商人は、「自己の財産に対するのと同じ注意」ではなく、善良なる管理者の注意をもって、寄託物を保管する義務を負うこととされています（商法595条）。したがって、本肢は誤りです。

以上より誤っているものはア・オとなり、正解肢は2となります。

問題 37 正解 1

- ア 株式会社の成立の時ににおける現物出資財産等の価額が当該現物出資財産等について定款に記載又は記録された価額に著しく不足するときは、発起人及び設立時取締役は、当該株式会社に対し、連帯して、当該不足額を支払う義務を負います（会社法52条1項）。ただし、この義務は、総株主の同意によっても、免除することが可能です（会社法55条）。したがって、問題の後段が誤りです。
- イ 発起人は、出資の履行において金銭の払込みを仮装した場合には、払込みを仮装した出資に係る金銭の全額を支払う義務を負います（会社法52条の2第1項）。そして、この義務は、総株主の同意によって免除することが可能です（会社法55条）。したがって、問題の後段が誤りです。
- ウ 発起人、設立時取締役又は設立時監査役は、株式会社の設立についてその任務を怠ったときは、当該株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負います（会社法53条1項）。そして、この責任は、総株主の同意がなければ免除することができません（会社法55条）。したがって、本肢は妥当な記述です。
- エ 発起人、設立時取締役又は設立時監査役がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該発起人、設立時取締役または設立時監査役は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこととされています（会社法53条2項）。本肢は妥当な記述です。
- オ 株式会社が成立しなかったときは、発起人は、連帯して、株式会社の設立に関してした行為についてその責任を負い、株式会社の設立に関して支出した費用を負担することとされています（会社法56条）。本肢は妥当な記述です。
- 以上より誤っているものはア・イとなり、正解肢は1となります。

問題38 **正解4**

- 1 株式会社は、定款において、その発行する全部の株式の内容として、または種類株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨を定めることができると規定されています（会社法107条1項1号、108条1項4号）。よって、本肢は妥当な記述です。
- 2 譲渡制限株式の株主は、その有する譲渡制限株式を当該株式会社以外の他人に譲り渡そうとするときは、当該株式会社に対し、当該他人が当該譲渡制限株式を取得することについて承認するか否かを決定することを請求することができますと規定されています（会社法136条）。したがって、本肢は妥当な記述です。
- 3 譲渡制限株式を取得した者は、当該株式会社に対し、当該譲渡制限株式を取得したことについて承認するか否かの決定をすることを請求することができます（会社法137条1項）。また、この請求は、利害関係人の利益を害するおそれがない一定の場合を除き、その取得した譲渡制限株式の株主として株主名簿に記載もしくは記録された者またはその相続人その他の一般承継人と共同してしなければなりません（会社法137条2項）。本肢は妥当な記述です。
- 4 株式会社が譲渡制限株式の譲渡の承認をするには、定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会の「特別決議」ではなく、「普通決議」で行うことができます（会社法139条1項、309条1項）。よって、本肢は誤りであり、これが正解肢となります。
- 5 株式会社は、相続その他の一般承継によって当該株式会社の発行した譲渡制限株式を取得した者に対し、当該譲渡制限株式を当該株式会社に売り渡すことを請求することができる旨を定款で定めることができるとされています（会社法174条）。本肢は妥当な記述です。

問題 39 **正解 3**

- 1 社外取締役は、当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人を兼任することができません（会社法 2 条 15 号イ）。本肢は妥当な記述です。
- 2 監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役は、三人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならないと規定されています（会社法 331 条 6 項）。本肢は妥当な記述です。
- 3 会社法には、本肢のような制限はありません。よって、本肢は誤りであり、これが正解肢となります。
- 4 株式会社が特別取締役を選定する場合には、当該株式会社は、特別取締役による議決の定めがある旨、選定された特別取締役の氏名及び当該株式会社の取締役のうち社外取締役であるものについては社外取締役である旨を登記しなければならない、と規定されています（会社法 911 条 3 項 21 号）。本肢は妥当な記述です。
- 5 まず、前提として、会社法においては、取締役の株式会社に対する任務懈怠による損害賠償責任（会社法 423 条 1 項）について、業務執行取締役等であるものを除いて（つまり非業務執行取締役等ということ）、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ株式会社が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行取締役等と締結することができる旨を定款で定めることができると規定しています（責任限定契約、会社法 427 条 1 項）。そして、社外取締役は、非業務執行取締役等に該当します（会社法 2 条 15 号イ）。以上より、社外取締役について、責任限定契約を締結することは可能です。よって、本肢は妥当です。

問題40 正解5

- 1 株式会社は、①剰余金の配当請求権、②残余財産分配請求権の全部、この①②双方を株主に与えない旨の定款の定めを設けることはできません（会社法105条2項）。本肢は誤りです。
- 2 株式会社は、分配可能額の全部につき、株主に対して、剰余金の配当を支払わなければならないという制限はありません。よって、本肢は誤りです。
- 3 株式会社より分配可能額を超える金銭の交付を受けた株主がその事実につき善意である場合でも、当該株主は、当該株式会社に対し、交付を受けた金銭を支払う義務を負担することとされています（会社法462条1項）。よって、本肢は誤りです。
- 4 当然ですが、株式会社は、当該株式会社の株主には配当が可能です。しかし、当該株式会社に対し、剰余金の配当をすることはできません（自己株式への配当禁止会社法453条）。よって、本肢は誤りです。
- 5 株式会社は、配当財産として、金銭以外に当該株式会社の株式、社債又は新株予約権を株主に交付することはできません（会社法454条1項1号）。よって、本肢は正しい記述であり、これが正解肢となります。

問題 41 ~ 問題 43 は択一式 (多肢選択式)

問題 41 ア：19 (中立) イ：6 (実質) ウ：15 (管理職) エ：5 (裁量)

本問の題材となっているのは、公務員の政治活動の自由が問題となった判例です。すなわち、社会保険事務所に年金審査官として勤務する公務員 A は、衆議院議員総選挙に際し、日本共産党を支持する目的をもって、同党の機関紙及び同党を支持する政治目的を有する文書を住居等に配布したため、その行為が、国家公務員法及び人事院規則に違反するとして起訴されました。A は、これらの規定が憲法 21 条 1 項や 31 条に反して違憲であると争った事件です。

最高裁は、これらの規定については、違憲ではないと判断しつつも、A の配布行為は、A が管理職的地位にない職務内容や権限に裁量の余地のない公務員であること、職務と全く無関係に公務員により組織される団体の活動としての性格もなく行われたものであること、公務員による行為と認識し得る態様で行われたものでもないことから、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められるものとはいえないとして、A には罰則が適用されるべきではないとして、A を無罪にしました (堀越事件 最判平 24.12.7)。

以上を踏まえて、各空欄を検討します。

そうすると、まず空欄 **ア** には「19 (中立)」が入ります。すなわち、公務員に求められているのは特定の政党などに肩入れすることではなく、政治的に中立であることだからです。

次に、空欄 **イ** ですが、直前の「観念的なものにとどまらず」という文章の対義語として、「6 (実質)」が入ります。次に、空欄 **ウ** ですが、ここには当該公務員の地位の性質が入ります。そうすると、「15 (管理職)」が相応しいでしょう。最後に、空欄 **エ** には、直後の「余地のない」という語句から、「5 (裁量)」が入ることが分かります。

問題42 ア：11（自己の法律上の利益） イ：16（請求を棄却する判決）
ウ：1（審査請求を棄却した裁決） エ：6（処分の違法）

本問は、問題文に「行政事件訴訟法10条は、二つの「取消しの理由の制限」を定めている。」とありますので、この点に関する問題だということはすぐに分かります。

そこで、まず、行政事件訴訟法10条を確認しておきます。

<行政事件訴訟法10条>

- 1項 取消訴訟においては、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として取消しを求めることができない。
- 2項 処分の取消しの訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁決の取消しの訴えとを提起することができる場合には、裁決の取消しの訴えにおいては、処分の違法を理由として取消しを求めることができない。

そうすると、空欄 には、「11（自己の法律上の利益）」が入ることが分かります。次に、空欄 ですが、問題文には「訴えが仮に適法なものであったとしても」とありますので、却下ではなく、「16（請求を棄却する判決）」が入ります。

つぎに、空欄 ですが、条文から「1（審査請求を棄却した裁決）」が入ることが分かります。最後に、空欄 にも、条文から「6（処分の違法）」が入ることが分かります。

問題 43 **ア：13（住民自治）** **イ：4（信頼）** **ウ：1（信義衡平）**
エ：9（不法行為）

本問は、地方公共団体の施策の変更に関する判例を題材とした問題です（最判昭56.1.27）。すなわち、事案としては、地方公共団体が決定した継続的施策に関して、当該施策に適合する活動を促す勧告・勧誘を特定の者に対して行ったのち、その地方公共団体自身が、当該施策を変更したというものです。この判例では、地方公共団体が不法行為責任を負うか争われました。

判例は、「特定の者に対して当該施策に適合する活動を促す個別的、具体的な勧告ないし勧誘を伴うものであり」、(中略)「前記勧告等に動機づけられて活動に入ったものがその信頼に反して所期の活動を妨げられ、社会通念上看過することのできない程度の積極的損害を被る場合」に、地方公共団体が損害を補償することなく施策を変更することは「(個別的、具体的な勧告等を受けた)特定の者に対する不法行為を免れない」としました。

以上を前提として、各空欄を検討すると、まず空欄 **ア** には、「13（住民自治）」が入ります。前段の空欄 **ア** の記述では、分かりにくいですが、後段の空欄 **ア** の説明として、「地方公共団体が住民の意思に基づいて行動する」という記述がありますので、この点から住民自治が相応しいと分かります。次に、空欄 **イ** ですが、端的に「4（信頼）」が相応しいと解されます。次に、空欄 **ウ** ですが、本判例の結論を理由付ける根幹部分である「1（信義衡平）」が入ります。最後に、空欄 **エ** には、結論部分である「9（不法行為）」が入ります。

問題 44～問題 46 は記述式

※解答は、必ず答案用紙裏面の解答欄（マス目）に記述すること。なお、字数には、句読点も含む。

問題 44

<模範解答>

A	県	を	被	告	と	し	て	、	不	作	為	の	違	法
確	認	の	訴	え	と	農	地	転	用	許	可	の	義	務
付	け	の	訴	え	を	併	合	提	起	す	る	。		

(43字)

<解説>

まず、問題文の指示を確認します。そうすると、「この場合、農地転用許可を得るため、Xは、いかなる被告に対し、どのような訴訟を提起すべきか。」という形式で解答を作成すべきことが分かります。

そこで、まず被告を誰にすべきかを検討します。この場合、Xが行いたいのは農地転用の許可申請ですので、被告は許可権者である「A県」となります。

次に、提起すべき訴訟ですが、Xとしては、すでに申請書を作成して農業委員会に提出しています。これは、農地法4条2項の規定通りの手続きを行ったこととなりますので、Xとしては、後は行政側の応答を要求するということとなります。したがって、行政側が行うべきアクションを行っていないことが違法であること、さらには行うべきことを早く行うことを要求することとなります。したがって、訴訟の形態としては、2号義務付け訴訟を提起しますが、この訴訟は必ず申請に対する不作為の違法確認訴訟を併合提起することとされていますので、結果としては許可の義務付け訴訟と、不作為の違法確認訴訟の併合提起となります（行政事件訴訟法37条の3）。

問題 45

＜模範解答＞

C	に	対	し	、	本	件	契	約	を	追	認	す	る	か
ど	う	か	を	確	答	す	べ	き	旨	の	催	告	を	し
、	追	認	し	な	い	旨	の	確	答	を	得	る	。	

(44字)

＜解説＞

まず、問題文の指示としては、『「Aが本件絵画をDに売却する」ために、「Aは、誰に対し、1か月以上の期間を定めてどのような催告をし、その期間内にどのような結果を得る必要があるか。』とあります。さらに、もう少し細かく、『「Aは、」に続け、下線部分につき40字程度で記述しなさい。記述に当たっては、「本件契約」を入れることとし、他方、「1か月以上の期間を定めて」及び「その期間内に」の記述は省略すること。』との指示があります。したがって、この形式に沿って解答を作成する必要があります。

そこで、まず誰に催告をすべきかですが、本事例ではBが成年被後見人ですので、催告は成年後見人「C」に対してなされるべきです。

次に、どのような催告で、どのような結果を得る必要があるかについてですが、Dに売却するためには、Aとしては、Bとの売買契約関係を解消する必要があります。そこで、成年後見人Cからは、「追認しない」という結果を得る必要があることとなります。

問題46

<模範解答>

書	面	に	よ	ら	な	い	贈	与	で	あ	る	た	め	、
履	行	が	終	了	し	て	い	な	い	こ	と	を	理	由
と	し	て	契	約	を	撤	回	で	き	る	。			

(42字)

<解説>

まず、問題文の指示は「Aは、民法の規定に従い、どのような理由で、どのような法的主張をすべきか。」とありますので、この形式に沿って解答を作成する必要があります。

そこで、まず理由ですが、本件では、書面によらない贈与契約であり、かつ履行が終了していませんので、撤回が可能であることを理由とすべきこととなります（民法550条）。ここでのポイントは、「書面によらない贈与」であること、「履行が終了していないこと」を明記することです。次に、法的主張ですが、これは条文通り「撤回」と記述します。この部分は、無効や取消しではありませんので、注意しましょう。

一般知識等

問題 47～問題 60 は択一式（5 肢択一式）

問題 47 正解 1

- ア 問題文の記載にあるように、新しい外国人技能実習制度は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下、「技能実習法」とします。）により、2017年11月に施行されました。しかし、その前までは外国人登録法ではなく、出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格として規定されていました。よって、本肢は誤りです。
- イ 技能実習の適正な実施や技能実習生の保護の観点から、監理団体の許可制や技能実習計画の認定制が新たに導入されています（技能実習法 8 条、23 条）。よって、本肢は妥当な記述です。
- ウ 優良な監理団体・実習実施者に対しては、実習期間の延長や受入れ人数枠の拡大などの制度の拡充が図られています（技能実習法 9 条、25 条）。本肢は妥当な記述です。
- エ 外国人技能実習制度の円滑な運営および適正な拡大に寄与する業務は、国際協力機構（JICA）ではなく、「公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）」が新たに担うこととされています。よって、本肢は誤りです。
- オ 外国人技能実習制度の適正な実施および外国人技能実習生の保護に関する業務を行うため、外国人技能実習機構（OTIT）が新設されました（技能実習法第 3 章）。本肢は妥当な記述です。

以上より誤っているものはア・エとなり、正解肢は 1 となります。

問題48 **正解2**

- ア 不動産鑑定士に関する事務をつかさどるのは、国土交通省です。したがって、本肢は誤りです。
- イ 公認会計士に関する事務をつかさどるのは、金融庁です。本肢は妥当な記述です。
- ウ 司法書士に関する事務をつかさどるのは、法務省です。本肢は妥当な記述です。
- エ 獣医師に関する事務をつかさどるのは、農林水産省です。したがって、本肢は誤りです。
- オ 弁理士に関する事務をつかさどるのは、経済産業省です。本肢は妥当な記述です。

以上より誤っているものはア・エとなり、正解肢は2となります。

問題49 **正解4**

- 1 消費生活協同組合法2条1項1号は、「一定の地域又は職域による人と人との結合であること」という要件を掲げています。したがって「職域による人と人の結合である生協は認められていない。」という点が誤りです。
- 2 消費生活協同組合法2条1項3号は、「組合員が任意に加入し、又は脱退することができること」という要件を掲げています。よって、本肢は誤りです。
- 3 消費生活協同組合法2条1項3号は、「組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること」という要件を掲げています。よって、本肢は誤りです。
- 4 消費生活協同組合法2条1項3号は、「組合の住所は、その主たる事務所の所在地に在るものとする」と規定しています。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 5 消費生活協同組合法2条2項は、「消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定しています。よって、本肢は誤りです。

問題 50 **正解 1**

- 1 2010年代の日本の貿易において、輸出と輸入を合わせた貿易総額が最大である相手国は中国となっています。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 2 日本の貿易収支は、東日本大震災の発生した2011年頃を境に黒字から赤字となりましたが、その後2016年からは黒字になっています。したがって、本肢は誤りです。
- 3 日本の対外直接投資を見ると、今後更なる成長が期待されるアジアやアフリカ諸国への投資規模に比べて、北米や欧州への投資規模は小さいとはいえません。したがって、本肢は誤りです。
- 4 日本の製造業における国内法人及び海外現地法人の設備投資額のうち、海外現地法人の設備投資が占める割合は、これまで上昇していましたが2016年には下落しました。したがって、本肢は誤りです。
- 5 日本との間に国交が成立していない国・地域との貿易取引は、日本では全面的に禁止されているとはいえません。たとえば、台湾がその例です。したがって、本肢は誤りです。

問題51 正解4

- 1 墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓埋法」とします。）10条1項により、墓地の経営及び納骨堂の経営には、都道府県知事の許可が必要です。したがって、本肢は誤りです。
- 2 死体を火葬する際には、生前に住民登録があった市町村の長ではなく、死亡届を受理した市町村長が行うこととされています（墓埋法5条2項）。そして、死亡届は主に死亡者の本籍地、死亡地、届出人の現住所地の順位で当該市町村長に提出すべきこととされています。したがって、本肢は誤りです。
- 3 墓埋法では、「埋葬又は火葬は、他の法令に別段の定があるものを除く外、死亡又は死産後二十四時間を経過した後でなければ、これを行つてはならない。但し、妊娠七箇月に満たない死産のときは、この限りでない。」と規定されています（3条）。したがって、本肢は誤りです。
- 4 法律上は、土葬も「埋葬」として認められています（墓埋法2条1項）。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 5 墓地使用者が所在不明となって10年経過した墓については、経営者の裁量で撤去することができるという規定は、墓埋法にはありません。したがって、本肢は誤りです。

問題 52 **正解 4**

- ア 市町村の住民税の納税義務者は、市町村に住所がある者か、住所はなくても市町村に住所事務所、事業所又は家屋敷のある者とされています。よって、本肢は誤りです。
- イ 日本国籍を有しない外国人でも、当該市町村の区域内に住所を有し、かつ、一定の要件に該当するときには、住民基本台帳制度の適用対象になります。よって、本肢は妥当な記述です。
- ウ そもそも、住所地特例制度とは自宅から離れた他市の特別養護老人ホームに入居した場合に、その他市に住民票を移した場合の制度であり、自宅のある市町村に住民登録を残した場合の制度ではありません。よって、本肢は誤りです。
- エ 市の管理する都市公園の中で起居しているホームレスについては、当然に、当該都市公園が住民登録上の住所地となるという規定はありません。よって、本肢は誤りです。
- オ 市町村内に住所を有する個人だけでなく、当該市町村内に事務所または事業所を有する法人も、住民税を納税する義務を負います。よって、本肢は妥当な記述です。
- 以上より妥当なものはイ・オとなり、正解肢は 4 となります。

問題53 **正解2**

- ア 近隣の風俗営業に関する情報を提供する、いわゆる風俗案内所は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下、「風適法」とします。）における、許可又は届出の対象となっておりません。
- イ 店舗を構えて性的好奇心に応えるサービスを提供する、いわゆるファッションヘルスは、許可又は届出の対象です（風適法2条6項2号）。
- ウ 射幸心をそそるような遊興用のマシンを備えた、いわゆるゲームセンターは、許可又は届出の対象です（風適法2条1項5号）。
- エ 性的好奇心を煽るような、いわゆるピンクチラシ類を印刷することを業とする事業所は、許可又は届出の対象となっておりません。
- オ 店舗を構えずに、異性との性的好奇心を満たすための会話の機会を提供し異性を紹介する営業である、いわゆる無店舗型テレクラは、許可又は届出の対象です（風適法2条10項）。

以上より許可または届出の対象となっていないものはア・エとなり、正解肢は2となります。

問題 54 **正解 2**

ア たとえば、私人が自宅に防犯カメラを設置する場合は、許可制ではありません。よって、本肢は誤りです。

イ 地方自治体の設置する防犯カメラの映像は個人情報であるとして、当該地方自治体の情報公開条例、個人情報保護条例による保護の対象となっている場合があります。よって、本肢は妥当な記述です。

ウ 都道府県警察の設置した防犯カメラが特定の建物の入口を監視していることを理由に、裁判所により撤去を命じられた事例があります。よって、本肢は妥当な記述です。

エ 市町村が道路など公の場所に防犯カメラを設置するためには、個別の法律の根拠に基づく条例が必要とされていません。よって、本肢は誤りです。

オ 図書館等で防犯カメラを設置する場合、設置場所を明示し、撮影されることを知らせることが必要であるとする地方自治体があります。よって、本肢は妥当な記述です。

以上より妥当でないものはア・エとなり、正解肢は 2 となります。

問題55 **正解4**

- ア 欧州データ保護規則では、欧州経済領域内に本社を置く企業だけではなく、欧州経済領域内において事業を展開する企業にも一定の規制を及ぼしています。よって、本肢は誤りです。
- イ GDPRの規制対象は、欧州経済領域内で業務を展開する企業となります。よって、本肢は妥当な記述です。
- ウ GDPRの保護対象は、欧州各国政府の保有する各国民の個人データだけではなく、企業の保有するデータも対象になります。よって、本肢は誤りです。
- エ GDPRの保護対象は、欧州経済領域内で取り扱われている個人データです。よって、本肢は妥当な記述です。
- オ GDPRの規制に違反して域外にデータを移転した場合には、制裁があります。よって、本肢は誤りです。

以上より妥当なものはイ・エとなり、正解肢は4となります。

問題 56 正解 なし

本問は、「選択肢 1、選択肢 4 及び選択肢 5 の表現が的確でないおそれがあり、複数の正答が考えられる」ことを理由に、全員が正解とされています。

- 1 問題文の、「匿名加工情報については、匿名加工情報取扱事業者に関する規定が設けられており、個人情報取扱事業者に関する規定は直接適用されることはない。」という点について、個人情報保護法 36 条 1 項の規定が、名あて人を個人情報取扱事業者としつつ、「匿名加工情報」の作成を規制していることから、この規定を直接適用と解することも可能だと思われます。その点から、本肢は誤りです。
- 2 地方公共団体が取り扱う情報には、個人情報保護法の個人情報取扱事業者に関する規定が適用されることはなく、各地方公共団体が定める個人情報保護に関連する条例が適用されることとされています（個人情報保護法 2 条 5 項 2 号、5 条）。よって、本肢は妥当な記述です。
- 3 個人情報保護法の改正において、要配慮個人情報という概念が新たに設けられ、要配慮個人情報を個人情報取扱事業者が取り扱う場合、他の個人情報とは異なる取扱いを受けることになっています（個人情報保護法 17 条 2 項）。よって、本肢は妥当な記述です。
- 4 個人情報保護法が適用されるのは、主に個人情報取扱事業者が取り扱う個人情報データベース等を構成する個人データですが、個人情報データベース等を構成しない散在する個人情報についても、個人情報保護法が規定していないわけではありません（15 条等）。その意味では、不正確な表現として、誤りだと判断されます。
- 5 個人情報保護法 76 条 1 項は、「個人情報取扱事業者等のうち次の各号に掲げる者」と規定していますので、報道機関や著述を業として行う者は、原則として個人情報取扱事業者になります。しかし、第 4 章「個人情報取扱事業者の義務等」の適用を受けないと書かれている点について、問題文では「部分的適用除外」と表現している点が不正確だとして誤りだと解されます。

問題57 正解3

個人情報の保護に関する法律2条2項では、個人識別符号について規定しています。

<個人情報の保護に関する法律2条2項>

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。
(以下、略)

さらに、2項本文にある「政令で定めるもの」ということから、個人情報の保護に関する法律施行令の1条を参照します。

<個人情報の保護に関する法律施行令1条>

第一条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの
(中略)

ト 指紋又は掌紋

(中略)

六 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号
(後略)

そうすると、以下のようになります。

- ア 携帯電話番号は、個人識別符号には該当しません。
- イ 個人番号（マイナンバー）、個人識別符号となります（施行令1条6号）。
- ウ メールアドレス、個人識別符号には該当しません。
- エ クレジットカード番号、個人識別符号には該当しません。
- オ 指紋データは、個人識別符号となります（施行令1条1号ト）。

以上より妥当なものはイ・オとなり、正解肢は3となります。

問題 58 正解 1

まず、問題文と各選択肢を一読します。そのうえで、空欄に入る文章を検討します。そうすると、空欄の内容の説明として、空欄の後に「住宅の意匠もまた、住人の好みや生活だけで決まるものではなく、住人の思想、地位、身分を表現するために周到に選ばれる。」という文章があります。この内容に相応しい選択肢としては1がよいと解されます。

逆に、2はどのようにして卒業式にスクールカラーを選ぶと社会人の卵なのかという部分に疑問がありますし、3は体育祭におけるチームカラーのTシャツの選択と「社会人の鏡」とは無関係だと思われます。また、4はクールビスは「自由ある個人」とは結びつかないと思われます。最後に、5ですが、浴衣は「社会人の鏡」とは結びつかないと思われます。消去法からしても、正解肢は1となります。

問題 59 正解 2

まず、問題文と各選択肢を一読します。そのうえで、空欄に入る文章を検討します。そうすると、各選択肢について、キーワードがあり、その並び順が分かります。

まず、イとオでは、イに「押印」とあり、オに「朱の印泥」とありますので、並び順としてはイオとなります。

さらに、アとウには「不可逆性」というキーワードがあります。そして、ウには、「そうした不可逆性」とありますので、アで出した不可逆性という言葉、ウで受けていることとなりますので、アウという並び順となります。

以上の、イオ、アウという順序を満たしているのは、2となりますので、これが正解肢となります。

問題 60 正解 2

まず、問題文と各選択肢を一読します。そのうえで、空欄に入る文章を検討します。そして、分かりやすい空欄から入れていくとよいと思います。

そうすると、空欄 **IV** ですが、最後の結論部分において、これまでの話を総括して、どうして自分の主張が正しいのかを述べています。そうしますと、ここには理由という意味の「ゆえん」が入ります。漢字では「所以」と表記します。

そうすると、正解肢は2となりますので、あとは各空欄に与えられた語句を入れてみて、問題なければよいことになります。